

平成 18 年 9 月 28 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

公的資金優先株式の返済に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（社長 北山禎介）は、本日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構にお引受けいただいております公的資金優先株式（第三種優先株式）の一部に関し、下記の通りの対応を行うことを決議し、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

なお、今回の公的資金優先株式の返済に関しましては、昨年 10 月に公表された公的資金の処分に関する考え方に基づき預金保険機構より協議の申し入れがあり、当社として株主価値の向上を図る観点から、これまで十分な協議を行ってまいりました結果、今般、当社より申出を行うに至ったものであります。

記

公的資金優先株式の返済

1. 自己の株式の取得及び消却

第三種優先株式の一部（発行価額の総額 4,500 億円）につき、以下の通り自己の株式の取得及び消却を行います。

本優先株式の取得は、本年 6 月開催の当社定時株主総会決議等により設定された自己の株式の取得枠の範囲内で行うものであります。

また、取得いたします優先株式に関しましては、取得後速やかに消却を行う予定です。

取得及び消却の内容

第三種優先株式

- (1) 取得株式の総数 : 450,000 株
- (2) 取得価額 : 1 株につき 1,451,200 円
- (3) 取得価額の総額 : 653,040,000,000 円
- (4) 取得先 : 株式会社整理回収機構
- (5) 取得予定日 : 平成 18 年 9 月 29 日

2. 整理回収機構による取得請求及び交付される普通株式の処分

(1) 整理回収機構による取得請求

第三種優先株式の一部（発行価額の総額 500 億円）につき、以下の通り整理回収機構により取得請求権を行使していただき、普通株式の交付を受けていただきます。

取得請求される優先株式数	50,000 株
取得請求総額	50,000,000,000 円
取得請求日	平成 18 年 9 月 29 日
取得請求権行使価額	826,900 円
取得請求により交付される普通株式数	60,466 株

なお、交付すべき普通株式数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じる部分については、会社法第 167 条第 3 項の規定により取り扱います。

この「公的資金優先株式の返済に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(2) 取得請求により交付される普通株式の処分

上記 (1) の取得請求権行使により整理回収機構が取得する普通株式については、基本的に、今後、当社申出により、市場取引により売却していただくことを想定しているものであります。

当社としては当該処分に対応すべく、今後、当社財務状況や株価動向等を踏まえ、本年 6 月開催の当社定時株主総会決議等により設定された自己の株式の取得枠等を利用し、東京証券取引所の ToSTNeT-2 (終値取引) により買受けることを基本と考えておりますが、具体的な買受に際しては、改めて整理回収機構を通じて預金保険機構に処分の申出を行うものであります。

(ご参考)

今回の返済後に残る当社第三種優先株式 (発行価額の総額 1,950 億円) の取得請求権行使価額は、既に公表している通り平成 18 年 10 月 1 日以降、1,273,000 円に修正されます。

公的資金優先株式の概要

名称	第三種優先株式
当初発行日	平成 11 年 3 月 31 日
発行株式数	800,000 株
発行価額	1 株につき 1 百万円
発行価額の総額	8,000 億円
今回の返済直前の発行株式数	695,000 株
今回の返済直前の残高	6,950 億円

以 上

この「公的資金優先株式の返済に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。